

太枠内の必要事項をご記入・ご捺印願います。
解約希望日の1ヶ月前までにご提出ください。

記入日

年

月

日

KEYRING.NET SaaS サービス解約通知書

アイドック株式会社 行

サービス解約のため、「KEYRING.NET SaaSサービス利用規約」第23条に基づき、通知します。

会社名		社印
ご担当者名		
ご担当者E-mail		
電話番号	() -	
ユーザID		

解約サービス	<input type="checkbox"/> KeyringPDF for ダウンロード販売 <input type="checkbox"/> KeyringPDF for 超流通 <input type="checkbox"/> KeyringPDF for 会員サイト <input type="checkbox"/> 今日から電子出版(Keyringドキュメント認証) <input type="checkbox"/> 今日から電子出版プラス	<input type="checkbox"/> KeyringFLASH for ダウンロード販売 <input type="checkbox"/> KeyringFLASH for 超流通 <input type="checkbox"/> KeyringFLASH for ブラウザ再生 <input type="checkbox"/> KeyringFLASH for キャプチャブロック <input type="checkbox"/> bookend
解約希望日	年 月 日 (日割り計算はいたしません。)	
解約理由	<input type="checkbox"/> 料金が高い <input type="checkbox"/> サービスに不満 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> サポートの対応に不満 <input type="checkbox"/> キャンペーンなどで短期間の利用が目的だった

「KEYRING.NET SaaSサービス利用規約」(抄)

■第23条(契約者からの解除)

- 解約希望日の1ヶ月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より一ヵ月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
- 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払の利用料金または遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

■第27条(契約終了後の処理)

- 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア、マニュアル及び本サービスに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
- 当社は利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって本システム等に保存されたライセンス、コンテンツその他の情報等については、当社の責任で消去するものとします。

◎ご注意:通知いただいた情報が不十分の場合、受付できない場合がございます。

○後日当社より解約受理のお知らせを電子メールにて送付させていただきます。



FAX 03-3495-7191



IDOC アイドック株式会社

〒141-0031 東京都品川区西五反田7-13-6 SDI五反田ビル10F
TEL:03-5759-2055 / FAX:03-3495-7191 / e-mail:sales@keyring.net
URL:http://www.idoc.co.jp

弊社記入欄	
受付日	
ご契約番号	